

ある人間が真と見なしているものが、すべて真であるわけではない(彼は誤りうるから)ということはある。

だが彼が語ることにすべてにおいては、彼は真正でなくてはならない(彼は欺いてはならない)。彼の告白が(神を前にして)単に内的なものであるにせよ、あるいはまた外的なものであるにせよ。——真実性というこの義務の違反は、嘘と言われる。だから外的な嘘も、しかしまた内的な嘘もありうるのであり、したがって、これら二つの嘘は、互いに一つになってか、あるいはまた互いに相反して、つくことができるのである。

嘘にはしかし、これが内的であれ外的であれ、二重の形態がある。(一)ひとが真実でない意識しているものを真実という場合、(二)ひとが主観的には確実でない意識しているものを真実であるという場合である。

(「すべての悪がこの世にやってきた原因である偽りの父の」嘘は人間の本性のなかにある固有のいかがわしい斑点なのである。たとえ真実性の語調(店頭に黄金の文字で「この店ではだまされません」という看板を掲げている中国の多くの小売り商人の例に見られるような)が、とりわけ超感性的なものに関する事柄において、普通の語調であっても、この点はかわりはない。——汝は(きわめて善意の意図においてであれ)嘘を言うなかれ、という命令は、これが知恵の教えとしての哲学のなかに原則としてきわめて深くとりいれられるならば、この命令一つで哲学における永遠平和を実現できるだけでなく、さらに将来にわたって永遠平和を保障することができるであろう。*

V 40
W 416

A 422

C 513

人間愛からの嘘

谷田信一訳

Über
ein vermeintes Recht
aus
Menschenliebe zu lügen.
(1797)

人間愛から嘘をつく権利と称されるものについて

A版 第8巻 423-430頁
V版 第6巻I 199-206頁
W版 第8巻 635-643頁

人間愛から嘘をつく権利と称されるものについて

『一七九七年のフランス』第六分冊、第一部のバンジヤマン・コンスタン「政治的反動について」という論文⁽²⁾の中の、一二三頁に次のような文章がある。

「真実を言うことは義務であるという道徳的原則は、もしそれが無条件的に孤立化して受け取られると、どんな社会をも不可能にしてしまう。あるドイツの哲学者がこの原則から引き出した非常に直接的な結論は、そのことを証明している。すなわち、人殺しが、彼に追いかけていられるわれわれの友人がわれわれの家に逃げ込んだのではないかとわれわれに尋ねた場合の、その人殺しに対する嘘は罪であろう、とさえそのドイツの哲学者は主張しているのである。^(原注1)」

(原注1) ゲッティンゲンのJ・D・ミヒャリスは、この奇妙な意見をカントよりもっと以前に表明したことがある。^(原注2) この箇所で行われている哲学者というのがカントだということは、この論文の著者自身が私に語ったのである。

(原注2) いまはもうそれを思い出せないが、これが実際にどこかの箇所で私によって言われた言葉だということを、この場で私は認める。^(原注3)
K・Fr・クラマー
I・カント

そのフランスの哲学者は、一二四頁で、この原則を次のような仕方^(原注4)で反駁する。「真実を言うことは義務である。義務の概念は権利の概念と分かちがたく結びついている。義務とは、ある存在者において他の存在者の権利に対応

するものである。権利が存在しないところには、義務は存在しない。それゆえ、真実を言うことは義務であるが、しかし、真実を要求する権利を持つ人に対してだけそうであるにすぎない。だが、どんな人間も、他人を害する真実を要求する権利を持ちはしないのである。」

主要な誤り *notiones deus* は、次の命題のうちにある。すなわちそれは、「真実を言うことは義務であるが、しかし、真実を要求する権利を持つ人に対してだけそうであるにすぎない」という命題である。

まず注意しなければならないのは、「真実を要求する権利を持つ」という表現は意味のない言葉だということである。むしろ、「人間は自分自身の真実性 (veracitas) を、すなわち自らの人格における主観的真実を要求する権利を持つ」と言われねばならない。というのも、客観的に真実を要求する権利を持つということは、一般に所有の問題に関してそうであるように、ある与えられた命題が真であるのか偽であるのかはその人の意志だけで決まる、と言うのと同じことになるだろうからである。その場合には、そこから奇妙な論理が出てくることになるだろう。

さて、第一の問題は、「はい」か「いいえ」で答えざるをえないような場合に、人は不真実的である(権能、権利)を持つのか、という問題である。第二の問題は、不当な強制によって強要された言表において、自分に迫っているその悪行そのものを防止したり他人を守ったりするために、不真実的であることは義務的でさえあるか、という問題である。

しないですますわけにはいかない言表における真実性は、たとえその結果として自分や他の人にどんな大きな不利が生じようと、万人に対する人間の形式的義務である。^(原注)そして、なるほど私は、私を不当に言表へと強要する者に対しては、たとえ虚偽の言表を行っても、不正をすることにはならないけれども、とはいえしかし、私は(法

律家の意味においてはではないにしても)嘘と呼ばれうるそのような虚偽の言表によって、本質的な点で義務一般に対して不正を行うことになるのである。すなわち、私は、自分に責任のあるかぎりにおいて、言表(言明)一般の信用をなくさせ、したがってまた、契約に基づくすべての権利を無にし、その力を失わせるのである。それは、人間性一般に対して加えられる不正なのである。

(原注) 私はここではその原則を、「不真実性は自己自身に対する義務に違反することである」と言うほどまで尖鋭化したいとは思わない。というのも、これは倫理学に属することであるが、私がこの論考で問題にしているのはひとつの法義務(としての真実性)についてだからである。——徳論はたんに、その違反のうちで卑劣さに注目するだけであって、卑劣だったという非難は嘘をついた人が自分自身に招く非難なのである。

それゆえ、嘘は、他の人に対する意図的に不真実な言明とたんに定義されればよいのであり、それが他の人を害するものでなければならぬという付記を加える必要はない。法律家はそれを嘘の定義に要求するが (*mendacium est falsiloquium in praerudicium alterius*。「嘘とは、他の人の害になる虚言である」と)。というのも、嘘はつねに他の人を害するからである。すなわち、たとえだれか特定の他人に害を与えはしない場合でも、法の源泉を使用不可能とすることによって人間性一般に害を与えるのである。

しかしまた、この善意の嘘は、偶然(*casus*)によって、市民社会の法に従って処罰されることになる場合もありうる。けれども、たんに偶然によって犯罪性を免れるにすぎないものは、外的法律によって不正と有罪判決されることもありうるのである。つまり、もしきみがちようどいま殺人をしようとするつきまわっている者に嘘をつくことによつて犯行を防止したとすれば、その場合、きみはそこから生じるかもしれないすべての結果に法的に責任を

負わねばならない。しかし、きみが厳格に真実をかたくまもったとすれば、たとえその予測できない結果がどんなものになろうとも、司直はきみに何の手出しをすることもできないのだ。しかも、その人殺しに狙われている人が家にいるかという問いに、きみが正直に「はい」と答えたあとで、この狙われている人が気づかれずに外へ出ていて、犯人と出会うことがなく、それゆえ犯行も行われることがなくてすむ、ということもありうるのである。しかし、もしきみが嘘をついてその狙われている人は家にいないと言ったとして、その彼が実際にも(きみが気づかない間に)外へ出て行って、そしてそのとき、人殺しは立ち去ろうとする彼に出会い、彼に対して犯行を行うに至るかもしれないのだ。その場合、きみは彼の死を引き起こした張本人として起訴されても当然であろう。というのも、もしきみが知っているかぎりの真実を言ったとすれば、もしかすると、その人殺しは狙っている相手の中から探しているあいだに駆けつけた隣人によって捕まえられて、犯行は阻止されたかもしれないであろうからである。それゆえ、嘘をつく者は、たとえそのさい彼がどんなに善意の気持ちを持っていたとしても、その結果について、市民社会の裁判においてさえも、たとえその結果がどんなに予測できないものであったとしても、責任を負い罪の償いをしなければならぬのである。なぜなら、真実性は契約に基づくすべての諸義務の基礎とみなされねばならない義務であり、そしてその法則は、それにたとえほんの少しの例外でも認めると、ぐらついて役に立たなくされてしまうからである。

それゆえ、「すべての言明において真実的(正直)であること」は、神聖な、無条件的に命令する、いかなる便益によっても制限されない、理性命令なのである。

ただし、このような厳しくて遂行不可能な理念に迷い込むので好ましくないとされる諸原則への非難に関して

コンスタン氏がそこで述べている見解は、よく考えられたものであると同時に正しいものである。——「真だと証明された原則が適用できないように見える場合にはいつも必ず、適用の手段を含む中間的、原則をわれわれが知らないことに原因がある(一二三頁以下)。彼は、社会的結合を形成する第一の鎖として平等性の教説を持ち出す(一二一頁)。「つまり、どんな人間も、自分がいっしょになってその制定に参与した法律によってしか、拘束されえないのだ。非常に狭い所にまとまって暮らしている社会では、この原則は直接的に適用されることができるのであり、慣習的となるために中間的、原則を必要とほしめない。しかし、非常に多数の社会においては、われわれがここであげるような新しい原則がそれにさらに付け加えられねばならない。この中間的、原則とは、各人は法律の制定に本人自身でかまたは代理者を通して参与することができる、という原則である。最初の原則を中間的、原則なしにそのまま多数の社会に適用しようとすると、必ず弊害が生じてくるであろう。だが、この事態は、たんに立法者の無知ないし不手際を証明しているにすぎないのであって、その(最初の)原則の不当性を証明しているわけではないのである(一二二頁)。——こうして、コンスタン氏は一二五頁で次のように結論する。すなわち、「それゆえ、真だと認められた原則は、たとえ一見したところどんなにそれに伴って危険が生じるように見えようとも、決して捨て去られてはならない」と。「しかしながら、この善良な人物(コンスタン氏)は、真実性の無条件的な原則を、それが社会に対してもたらす危険のゆえに、自ら捨て去ってしまったのである。なぜなら、彼はこの危険を防止するのに役立つ中間的、原則を発見できなかったからであるが、実際またこの場合にはいかなる中間的、原則も挿入されることはできないのである。」

ここであげられる人物の名前を秘匿して言う、「そのフランスの哲学者」は、その告白を避けることができない

いときにある人が真実を言うことによって他の人を害する (inced) 行為を、ある人が他の人に不正を犯す (aedit) 行為と、混同したのである。言表の真実性が家に潜んでいる人に害を与えたとしても、それはたんに偶然 (casus) であり、(法律的な意味における) 自由な行為ではない。というのも、自分のために嘘をついてくれと他の人に要求する権利を認めるとすれば、そこから、まったく合法則性に反する要求が生じてくるであろうからである。けれども、どんな人間も、しないですますことができない言表において、たとえそれが自分自身や他の人に害を与えようと、真実性への権利のみならず、真実性への厳格な義務さえも持っているのである。したがって、ほんとうは彼自身が真実の言明によって被害者に害を与えるわけではなく、偶然が害を引き起こすのである。というのも、その人は、このことに関して、まったく選択の自由はないからだ。なぜなら、真実性は(ともかくも)話さなければならぬ場合には、無条件的な義務だからである。——それゆえ、その「ドイツの哲学者」は、「真実を言うことは義務であるが、しかし、真実を要求する権利を持つ人に対してだけそうであるにすぎない」という命題(一二四頁)を、自分の原則として受け入れない。それは、第一には、その定式が不明確だという理由によって、である。なぜなら、真実とは、それを要求する権利がある人には認められて他の人には認められないというような所有物ではないからである。けれどもまた、第二にはとりわけ、(ここではそれだけが問題になっている)真実性の義務は、この義務を果たさねばならない相手とこの義務を守らなくてもよい相手とを区別したりはしないのであり、むしろ、それはどんな状況においても妥当する無条件的な義務であるからだ。

さて、(すべての経験的諸規定を捨象した)法の形而上学から、(これらの概念を経験的事例へと適用する)政治の原則へ、そしてこれを介して、政治の課題の解決へと、普遍的な法の原理に従って到達するために、哲学者は次の

三つのものを与えるであろう。一、公理。すなわち、外的法の定義(各人の自由が万人の自由と普遍的法則に従って調和すること)から直接的に生じる必然的に確実な命題。二、平等性の原理に従っての万人の意志の統合としての、外的公法の要請。これなしには、万人の自由は生じないであろう。三、非常に大きな社会においてそれでも和合が自由と平等の原理に従って(つまり、なんらかの代議的の制度によって)保持されることはいかにして可能か、という課題。これは政治の原則となるであろう。さてそして、その催行や指図は、人間の経験的認識から引き出されてもっぱら法的行政の機構とこれの合目的な組織化をめざすにほかならない諸々の法令を含むであろう。——

——法が政治に合わせられるのではなく、むしろ、つねに政治が法に合わせられなければならないのである。

「真だと認められた(「アプリアオリに認められ、したがって必然的な」と私は付け加える)原則は、たとえ一見したところどんなにそれに伴って危険が生じるように見えようと、決して捨て去られてはならない」と、著者は言っている。ただし、この場合、(偶然的に)害する危険ではなく、一般に不正を犯す危険のことを考えねばならない。この不正を犯すということが起こるのは、私がまったく無条件的であり言表において最上の法的条件である真実性の義務を、他の観点に従属する条件付きの義務として扱うときであって、そしてその場合、たとえ私が特定の嘘によって実際に誰にも不正を犯さないと、しかし、避けがたく必然的なすべての言表一般という観点における法の原理を毀損するのである(資料的ではないとしても、形式的に不正を犯すのである)。そしてそれは、誰かある人に不当なことをするのよりも、はるかに悪いのである。なぜなら、そのような行為は必ずしも主体の内にその行為を指示する原則を前提するとはかぎらないからである。

——彼がいま行おうとしている言表において真実的であろうとするのかどうかと他の人が彼に質問した場合には、そ

の質問は彼がもしかしたら嘘つきかもしれないという彼に対する嫌疑を含んでいるという理由です。すでに立腹して受け取るのが当然であって、そうしないで、むしろ、まずありうる例外について考える許可を請い求める人は、すでに嘘つき(in potentia)可能性における)なのである。なぜなら、彼は、真実性を義務それ自体だと認めず、むしろ、その本質からしてどんな例外もまさに自己矛盾となるので許されないような規則に関して例外の余地を留保しておくのだからである。

すべての法的・実践的な原則は厳格な真理を含むものでなければならぬ。そして、ここでのいわゆる中間的な諸原則は、たんに法的・実践的な原則を実際の諸事例に(政治の諸規則に従って)適用するためのより詳細な規定を含むことができるだけであって、決して法的・実践的な原則の例外を含むことはできないのである。なぜなら、それらは普遍性のゆえにのみ原則という名を用いるわけだが、例外はその普遍性を無に帰せしめてしまうからである。

出版稼業について

谷田信一 訳